

公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 21 年 3 月 27 日規程第 15 号
平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 31 号
令和 2 年 7 月 31 日規程第 59 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号
令和 5 年 4 月 26 日規程第 22 号
令和 7 年 4 月 23 日規程第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の経営に関する重要事項並びに法人及び下関市立大学における自己点検評価等に関する事項を審議するために設置される公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議（以下「経営戦略会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 経営戦略会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 将来計画、中期目標及び中期計画に関すること。
- (2) 全学的な課題及び法人の運営に係る重要事項の調整等に関すること。
- (3) 法人の改革に関する施策の提案及びその推進に関すること。
- (4) 自己点検評価に関すること。
- (5) 認証評価機関及び下関市公立大学法人評価委員会の評価に関すること。

(構成)

第 3 条 経営戦略会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 常勤の理事
- (4) 副学長
- (5) 事務局長、経営企画部長及び総務部長
- (6) 学務部長、入試部長及びキャリアセンター長
- (7) その他理事長が必要と認めた職員

(議長)

第 4 条 経営戦略会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、学長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 議長は、会議の議事について議事録を作成するものとする。

(庶務)

第8条 経営戦略会議の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、経営戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規程第15号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月31日規程第59号)

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日規程第18号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月26日規程第22号)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月23日規程第15号)

この規程は、令和 7 年 4 月 2 3 日から施行する。